

難病患者さまとご家族向け 支援ガイドブック【川崎市】

このガイドブックでは、患者さまとご家族向けに、さまざまなサービス・支援等の一例をご案内しています。

サービス等の利用時には、「登録者証」を活用できる場合があります。

※各サービスの利用要件はそれぞれ異なりますので、制度の詳細や申請方法等については、各窓口までお問合せください。

※サービスによって登録者証以外にも追加で必要な書類等がある場合がございますので、ご注意ください。

難病に関する相談窓口

かながわ難病相談・支援センター

- 住所：〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター14F
- 電話：045-321-2711
受付時間：10時～17時
※土・日・祝日・年末年始・休館日除く
- MAIL：nanbyou-shien@kanagawa-nanbyo.com

難病に関する情報

指定難病に関する情報については、

「**難病情報センター**」の
ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nanbyou.or.jp/>



登録者証とは？

登録者証とは

登録者証とは難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。

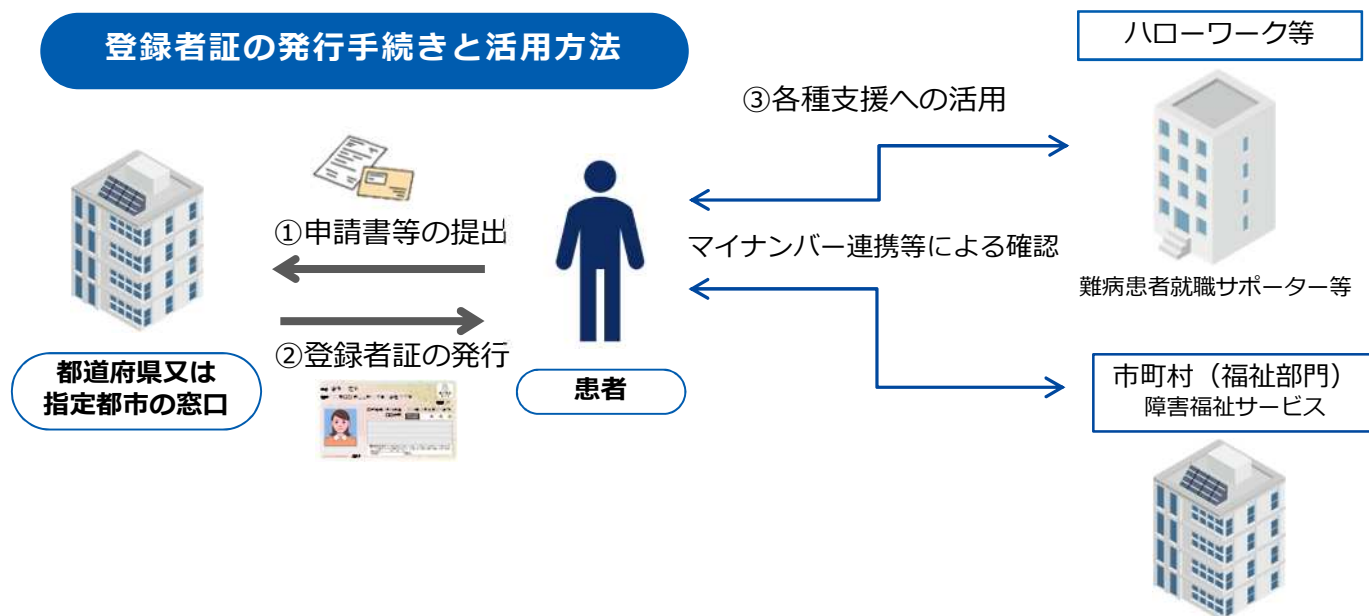
（医療費助成の対象とならない方にも交付されます）

○登録者証には、氏名、生年月日、有効期間開始日、交付日、交付自治体が登録されます。

○登録者証は、有効期限がありません。

○疾病名は、登録者証には登録されません。

登録者証の発行手続きと活用方法



①申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、却下通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付が必要となります。

②登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときのため、川崎市では紙の登録者証も合わせて交付いたします。

③各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

障害福祉サービス等

支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。各サービスの詳細は市HPをご覧ください。

市HP『ふれあい—障害福祉の案内—』⇒



サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
<p>障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)</p> <p>障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な介護の支援や訓練等の支援について、介護給付費等を支給しています。</p>	各区高齢・障害課 障害者支援係	○ サービスの利用申請時(※)
<p>地域生活支援事業</p> <p>障害者等が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施しています。</p>		△ 事業の実施主体である市区町村等の取扱いによる
<p>障害児通所給付</p> <p>障害児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどの指定障害児通所支援をサービス事業者から受けたときに、市町村から障害児の保護者に対し、そのサービスに要した費用を支給しています。</p>		○ サービスの利用申請時(※)
<p>障害児入所給付</p> <p>障害児が、障害児入所施設などに入所・入院して、施設において日常生活における支援や治療を受けたときに、都道府県から障害児の保護者に対し、その支援や治療に要した費用を支給しています。</p>		○ サービスの利用申請時(※)

川崎市内の難病で療養中のみなさまへ

川崎市にお住まいの難病患者さんや、家族の方々が利用できる各種サービスや相談窓口等を掲載しています。各サービスの利用要件はそれぞれ異なりますので、詳しくはHPをご覧ください。

市HP
『川崎市内の
難病で療養中の
みなさまへ』⇒



就労支援（ご本人向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
<p>公共職業安定所（ハローワーク）における職業相談・職業紹介</p> <p>ハローワークでは、難病を含む障害について専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなどの支援体制を整えています。</p> <p>さらに全国51か所のハローワークには、「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、症状の特性を踏まえた就労支援を行っています。</p> 	<p>公共職業安定所・難病相談支援センター</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業</p> <p>障害者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブ978コーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としています。</p> 	<p>地域障害者職業センター</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>障害者地域就労援助センター事業 障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>市内3か所の就労援助センターでは、市内にお住まいの障害のある方等の仕事の相談、求職・定着支援等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎南部就労援助センター ・中部就労援助センター ※障害者就業・生活支援センターを併設 ・百合丘就労援助センター 	<p>各就労援助センター/ 障害者就業・生活支援センター</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>

就労支援（事業主向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
<p>特定求職者雇用開発助成金 （発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）</p> <p>発達障害者や難病患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。</p> 	<p>労働局、 公共職業 安定所</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）</p> <p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等（勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員を含む）へ転換した事業主に対して助成するものであり、より安定度の高い雇用形態への転換等を通じた障害者の職場定着を目的としています。</p> 	<p>労働局、 公共職業 安定所</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>特定求職者雇用開発助成金 （成長分野等人材確保・育成コース）</p> <p>就労経験のない職業に就くことを希望する特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の対象労働者を①成長分野等の業務に従事する者として雇い入れる事業主又は②雇い入れた後に一定の訓練を実施して賃上げを行う事業主に対して助成されます。</p> 	<p>労働局、 公共職業 安定所</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>障害者介助等助成金</p> <p>職場復帰のために必要な職場適応措置や中途障害者となった方に対して知識・技能習得に係る研修の実施等を行う事業主に対してその費用の一部を助成しています。</p> 	<p>（独）高 齢・障害・ 求職者雇用 支援機構</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金</p> <p>職場適応援助者による支援を実施する事業主に対してその費用の一部を助成しています。</p> 	<p>（独）高 齢・障害・ 求職者雇用 支援機構</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>障害者能力開発助成金</p> <p>就職を希望する障害者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等に対してその費用の一部を助成しています。</p> 	<p>（独）高 齢・障害・ 求職者雇用 支援機構</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>
<p>障害者トライアル雇用事業</p> <p>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。</p> 	<p>労働局、 公共職業 安定所</p>	<p>○ 証明の求めがあった時</p>